

# 蒲郡まつり

7月26日土・27日日

募集

飲食・物販ブース出店者  
市民パフォーマンス出演者(27日)

申し込み

6月13日迄までに直接、郵送、QRコードで、申込書(観光まちづくり課、市ホームページにあります)を観光まちづくり課(〒443-8601)へ。



## ゆかたを着て祭りを盛り上げよう!!

### ゆかたの着付け

- とき 7月27日回  
午後0時30分～3時
- ところ 市民会館
- 金額 500円
- 持ち物 ゆかた一式

### 【共通事項】

- 申し込み 7月25日迄までに、電話で着付専科「はな」伊藤わかよ ☎ 69-9085) へ。

### ゆかた誰でもファッションショー

- とき 7月27日回  
午後4時～(受付:午後0時30分～3時30分)
- ところ 市民会館東ホール
- 定員 個人、ペア、グループ 各40人
- その他 男性は甚平可  
★花火観覧券など景品あり!参加賞もあります。



観光まちづくり課 ☎ 66-1120

### 6月23日～29日は 男女共同参画週間

協働まちづくり課 ☎ 66-1179  
ID 0144957

男女共同参画社会の実現は、一人ひとりの意識を変えていくことが第一歩です。性差による役割の違いを当たり前と感じてしまう「アンコンシャス・バイアス」や「固定的な性別役割分担意識」を変えていきましょう。

- 男だから女だから、で役割を決めていませんか。
- 受付やお茶出しは女性ではなくてはいけないと思いついていませんか。
- 男性がピンク色の服を着るのは変だと決めつけていませんか。

### 保険税(料)の所得の申告を しましょう

保険年金課 国保 ☎ 66-1172  
後期 ☎ 66-1102

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減・減免を受けるには、所得の申告が必要です。収入がなかった、非課税年金(障害基礎年金・遺族年金など)のみを受けているなど、所得税の申告が必要ない方でも、所得の申告をお願いします。ただし、税金上の扶養親族となっている場合は申告の必要はありません。

### 申告期限

- 国民健康保険税 6月27日迄
- 後期高齢者医療保険料 6月6日迄

※未申告の方には6・7月に電話で連絡します。

### 子育てコンシェルジュ 出張相談会

子育て支援課 ☎ 66-1107  
ID 0139667

子育てに関する悩みや質問などにお答えします。

### とき・ところ

- ①6月5日(金)・18日(金)  
中央子育て支援センター
  - ②6月4日(木)  
おおつか児童館
  - ③6月13日(金)  
かたはら児童館
  - ④6月19日(金)  
がまごおり児童館
- ①午前10時～11時30分、  
②～④午前10時30分～11時30分